

J R 不採用問題の早期解決を求める意見書

昭和62年の国鉄分割・民営化に伴う不採用問題については、各地方労働委員会及び中央労働委員会が不当労働行為と認定し救済命令を発したが、平成15年12月に最高裁判所第一小法廷はJ Rに責任を問えないとして救済命令を取り消し、不当労働行為事件については一応の決着がつけられました。

しかし、「1,047人の不採用問題」は、解決されないまま今日に至っています。

この間、国際労働機関（ILO）は日本政府に対し、再三にわたり、関係者との話し合いを促進するよう勧告を行っており、昨年11月には、「当事者すべてが満足する解決に到達させるため、ILO援助の受け入れを真剣に検討するよう要請する」と7度目の勧告を行っていません。

J R不採用問題は、発生から既に20年が経過しており、当事者やその家族の高齢化などを考慮すると、人道的見地からも一刻も早い解決が望まれるところです。

よって、台東区議会は、国に対し、ILO条約批准国の一員として勧告を真摯に受け止め、J R不採用問題の早期解決に向けて一層努力するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成19年10月31日

台東区議会議長 木下悦希

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣 あて